

平安時代中後期の年号選定と挙奏・勘文・難陳

吉江 崇

はじめに

本稿が課題とするところは、平安時代の宮廷社会の基盤にあった「知」の様相について、その変遷に配慮しながら素描することにある。この問題を、平安時代中後期における年号の選定に焦点をあてて考察する。

年号選定を組上に載せるにあたつては、所功の論究を参照すべき随一の研究として挙げねばならない。⁽¹⁾所は、「(1)まず天皇の勅(仰せ)を奉じて、大臣が儒者(文章博士・式部大輔など)に文字案を勘申させ奏聞する、(2)つぎに公卿が列席する伏議(陣定)で文字案の一つ一つについて難陳論議を尽くし、二案を選んで上奏すると一案に絞るよう求められ、その最善案を再び上奏する、(3)そこで天皇が最善案を新年号として勅定され、内記に改元詔書を起草させ清書に勅裁の日付を加えたうえで配布せしめられる」といった手続きを、主に『江家次第』の記述から析出し、これと寛治改元(一〇八七年)の実例とを比べて、年号選定がほとんど『江家次第』の記載通りになされていたと論じた。ここから「平安時代の改元方法」を読み取った所は、江戸時代の様相

との比較を行い、「年号を最終的に天皇が勅定される形式は、王朝時代と同じく武家時代にも変ることがなかった」ことや「年号の文字案を勘申したのは、王朝時代だけでなく武家時代にも一貫して朝廷の儒官である」ことを重視した。加えて勘申者の推移や年号の出典にも詳細な考究を及ぼしており、年号選定に関する主要な問題は、所の研究で論じ尽くされていると言っても過言ではない。

年号選定のあり方については、所より半世紀以上に著された森本角藏の大著の中でも考察がなされ、勘申者や年号の出典に関する史料も集成されていた。⁽²⁾しかし、それは通時代的な概説の域を越えるものではなく、言及された「改元次第」についても、史料の豊富な江戸幕府との関係に多くの字数を割くものだった。森本の主眼は「我が国体我が国民性等を知る一助たらしめる」ことにあり、改元を「天皇の大権の発動として、三種の神器の存在とともに、万世一系の皇統を彩る一大事実」と考えることから起筆された点を思うと、その著述が通時代的な様相を呈するのは、ある意味当然だったと言える。⁽³⁾対して所の論究は、森本の成果を下地としながらも、平安時代と江戸時代の比較から年号の本質を探るという手法が採られており、年号という事項を歴

史学の立場から捉え直した研究だったと評価し得る。近年、相次いで刊行された年号に関する事典で年号選定の記述が充実したのも、こうした所の研究に触発されてのことだろう。⁴⁾

しかし、改めて所の研究を眺めてみると、議論の核心に位置した「平安時代の改元方法」に関しては、疑問がないわけではない。所は『江家次第』が記す改元の審議（＝上記の(2)）を『新儀式』や『西宮記』にまで遡ると認識して論を進めた。しかし、一〇世紀代の『新儀式』『西宮記』には公卿の議論に関する記載は見出せず、陣定としての年号定が定着するのは一一世紀前葉に下ると見るのが穏当である。⁵⁾「編纂された儀式書」である『江家次第』の内容を寛治改元の「具体的な実例」をもって検証する試みも、寛治を取り上げた理由が『江家次第』の撰者大江匡房が関与した数度の改元のうちで「最初」という点にあったことを思うと、⁶⁾「平安時代の改元方法」を見定める上で適切だったかは疑問が残る。一一世紀前葉の年号選定までは、大江維時らによる「村上御時」の勘文が用いられた。⁷⁾しかし、嘉保改元時（一〇九四年）の匡房は、維時がかつて勘申した年号と知りながら嘉保字の勘申を自身の名で行ったようであり、⁸⁾一一世紀前葉と一一世紀末とでは勘文作成に対する考え方に相違が窺える。天皇の勅定や儒者による勘申が江戸時代まで貫徹していたことは所の指摘の通りだが、公卿の議論や勘申方法については、「平安時代の改元方法」の中でも変化が生じていた可能性が強い。森本の如き通時代的な議論を乗り越えるためにも、年号選定の変遷過程を歴史的に跡付けることが不可欠と考える。本稿では、所の研究の驥尾に付す形で、平安時代中後期における年

号選定の議論を、その変遷に重きを置いて描出してみたい。年号選定という限定的な事柄ではあるが、平安時代の宮廷社会を成り立たせた「知」に関し、その一端でも明確にできればと考える。

一 集約型挙奏から列举型挙奏へ

保安五年（一一二四）四月三日、崇徳天皇の「依即位」って天治への改元が実施された。⁹⁾この時の年号定に参加した源師時は、選定議論の終盤に、同じく参仕した藤原為隆に対して「年号必定申両箇」、就「次仰」扱「申専」也。又各定了後、評定申上」と「密語」し、今回の次第に関する違和感を顕わにした。¹⁰⁾師時及び為隆が参議に任じられたのは保安三年一二月のことで、両者にとってこの時が、年号定への初めての出仕であった。師時の「密語」を聞いた為隆は、自らの日記に「雖非才能之人、父祖承相家。定有提撕欺」といった感想を記しており、師時の認識が、保安二年に左大臣として薨じた父俊房や、承保四年（一〇七七）に右大臣として没した祖父師房からの「提撕」（＝救命）によると推量したようである。つまるところ師時は、自らが聞き及んだ年号定とは異なる様相を、初めて参仕した天治改元の際に看取したのであり、為隆もまた、こうした師時の把握に一定の妥当性を認めたものと考え得る。

師時の述べた事柄のうち「年号必定申両箇」、就「次仰」扱「申専」也」との言は、「定両三奏」之。（付「藏人」令奏。）重被仰此中可レ用何年号哉由。勘文留御所。又令奏一定」（――は細字双行

を示す。以下同じ」といった『江家次第』巻一八、改元事の記載と同じ内容と見るのが自然である。「年号合六ヶ内、定申康平・永承宜由」（永承改元（一〇四六年）や「申云、延久・嘉徳・成徳等如何。以此由令奏」（延久改元（一〇六九年）の如く、「定両三奏之」すことは一一世紀代の多くの実例で確認し得る。「予先々三計申上時、被仰多由者也。此中除一可被申如何」との師房の指示で、延久・治暦・承保の三字から承保を除く二字を奏聞した治暦改元（一〇六五年）の事例も存在する。⁽¹²⁾ 対してこの天治改元で奏上されたのは「諸卿定申之趣」で、「右府・戸部・顕雅・顕隆・実能・伊通偏申天治字」。能俊・師時・為隆申天治・天保。実行卿申長承之後、追加天治。宗忠卿申長承・慶延」といった事柄を「兼仰」せたものだった。すなわち天治改元では、各人の推挙する年号を、推挙者の名とともに列挙して奏上したのであり、こうしたあり方は、公卿が定め申した案から、「定両三」めて奏上するといった従前の方法とは異なるものだったのである。以下、本稿では、『江家次第』が記し、師時が理解していたあり方を「集約型挙奏」、天治改元の如き奏上の方式を「列挙型挙奏」と名付けて論を進めてみたい。⁽¹³⁾

師時の「各定了後、評定申上」との言に関しては、天治字を推す為隆が、「但通天智天皇忌諱。案先例、称徳天皇已無其憚。堀河盛代有承徳号」と付言し、続けて、長承・慶延・永貞・天保・建徳・元徳といった勘申字全てに論難を展開したことに関係した可能性が高い。為隆の発言は、次になされた師時の定申が「天治・天保可宜」という簡潔なものだった点と対照的である。寛徳改元（一〇四四年）の

年号定では、「僉議定一両了」った後に「盛徳・康和・寛徳如何」との、おそらくは上卿藤原頼宗からの言があり、「爰又相議」した結果、盛字に測字の難がある盛徳を除いて、「諸卿申云、康和・寛徳并吉。此間可随仰」といった集約型挙奏がなされている。⁽¹⁴⁾ 「内府被示云、件定先々不申上。只可被相議歟。仍人々被申一兩年号」（延久改元）や「次被示云、件定不必申上。只議之中可然一両可奏」（承保改元（一〇七四年）、「各定大略」。⁽¹⁵⁾ 「不申上。只相議許也。」（承暦改元（一〇七七年））といった記載も見え、各人が定め申した内容は、本来、奏上されることなく、「只議之中可然一両可奏」きものであった。奏上されるはずのない「定」の場で、かつ「議」に入る前の定申の段階において、全ての勘申字に詳細な意見を述べた為隆の姿は、師時の目には異様に映ったのだろう。

天治改元以降、少なくとも一二世紀代では、『江家次第』のような集約型挙奏が用いられたと確実視し得る事例を、検出することができない。それだけでなく、久寿改元（一一五四年）では「人々定申旨可奏聞」。各令申聞」との記述が見え、安元改元（一一七五年）でも「各被定申、慥不覚悟。聞各被申之旨、可被奏」との左大臣藤原経宗の言により、「人々定申字等」が藏人藤原光雅に示された。⁽¹⁶⁾ 一二世紀中葉には、公卿各々が自身の口で藏人へ推挙年号を伝えていたのであり、意見を集約する意識は希薄になっていた。一三世紀中葉になると、『平戸記』仁治元年（一二四〇）七月一六日条が「一遍申了已後、以職事被奏之時、以賦之間、忘却了、各可被申トコソ、先例皆被申事ナレ」と記す如く、藏人への伝達に際して、上卿が「忘却了、

各可_レ被_レ申」と公卿へ命じ、公卿自身が自らの推挙字を藏人へ伝えることが「先例」となっていた。

では、集約型挙奏は、いつ、いかにして列挙型挙奏へ変化したのだろうか。『中右記』長治元年（一一〇四）二月一〇日条には、「次第見下又申上。承安・長治、此二間可_レ随_レ勅定」。申上_了付_二頭弁_一被_レ奏件旨。勘文同進_二上_一。重仰云、件二年号中、重可_二申上_一」との記述があり、長治改元では集約型挙奏がなされたと見てよい。他方、四年後の天仁改元（一一〇八年）では、藏人藤原為房から「人々定旨ヲ」奏された白河院が「其中左府扱申正治・天仁勝_レ他。仍此二間重可_二扱申_一」と仰せ下し、為房は「左大臣被_二定申_一二年号之中、重猶可_二撰申_一」と公卿に伝えた。⁽¹⁷⁾この年号定では、藤原顕実が天仁と承安を、源重資と藤原顕雅が天永と元徳を、源基綱が天永と元徳を、藤原宗忠ほか六名が元徳と承安を挙げており、左大臣源俊房が推し、白河院が「勝_レ他」と述べた正治と天仁は、多くの推挙を得たものではなかった。俊房が意見を集約した上でこの二つを挙奏したとは思えない。「其中」や「勝_レ他」との表現を思うと、この改元では列挙型挙奏が採られたと見るのが妥当である。仰せの後の議論（＝重議）では、宗忠が、正治・天仁に対する反音や普通の難を述べたが、俊房は「天人ハ多楽之境也。不_レ可_レ為_レ忌歟」と強弁し、俊房から「強不_レ可_レ為_レ難之由重被_二奏聞_一」た結果、天仁字が採用されることになった。

この天仁改元で見逃せないのは、匡房が正治と天仁を含む六つもの年号字を勘申した点である。「先例不_レ過_三也。頗多。如何」と宗忠が記した如く、この勘申数は異例とも言える多さだったが、その理由を

推察する上で注目すべきは、天仁改元の直前で長治改元の次にあたる嘉承改元（一一〇六年）の様子である。⁽¹⁸⁾匡房の勘申した天祚・延祚、菅原在良の天永・承安・嘉承、藤原実義の成和・斉泰を審議した嘉承の年号定では、発語となった基綱が匡房の勘申した天祚字を、続く宗忠が同じく匡房勘申の延祚字を定め申したが、その直後、双方が他方を論難し合う形となった。宗忠は、在良が勘申した承安に関しても、かつて俊房が示した難は、出典の『論衡』の趣旨に照らしてあたらないと主張する。開始直後でのこうした議論は、「自余諸卿殊無_レ所_レ被_レ申」という状況を引き起こしたようで、「奏聞此由」した結果、「自_二御所_一被_レ下_二旧勘文_一」て、「正家朝臣所_二扱申_一天祐・延寿并在良朝臣所_二扱申_一嘉承等間、前可_二定申_一」との仰せが下ることとなった。⁽¹⁹⁾

所功は、この時の旧勘文の下賜から、「院政下にあっても、新年号の選定は、天皇が直接決定されうる重要な政治行事の一つであった」ことを読み取った。⁽²⁰⁾しかし、重視すべきは、基綱・宗忠の如き年号定での議論が、還って「自余諸卿殊無_レ所_レ被_レ申」という状況を生み、「定_二両三奏_一之」ことを不可能とした事実であり、本来、公卿が推挙した年号に対し「此中可用_二何年号_一哉」と問うだけの天皇に、審議対象となる年号字の提示を委ねねばならなかった点である。年号定の機能不全の如き様相をここに看取することは容易い。そうした機能不全を回避する手段が、一つには天仁改元における匡房による六年号の勘申で、一つには俊房による列挙型挙奏の採用だったと見るのが自然である。天仁改元が幼帝鳥羽の代始改元で、「人々定旨ヲ」奏されたのが白河院だったことをも想起すると、公卿の意見を集約しない列挙型挙奏

が、白河院の関与を前提にしたものだったのであることも想定されてよい。⁽²¹⁾そして、「人々多被用_レ天永・永久_一由定申也。然者、件二年号中重可_二定申_一」との仰せが下った天永改元（一一一〇年）や（傍点は筆者による。以下同じ）、「人々議題_一」が挙奏され、「人々申旨不_レ同也。又多申上。猶重可_二定申_一」との命が出された保安改元（一一二〇年）などの例を勘案すると、鳥羽天皇の代始である天仁改元で採用された列挙型挙奏は、それ以降も継続したと考えられる。⁽²²⁾保安改元の次が師時が違和感を吐露した天治改元である。

さて、天治の次の大治改元（一一二六年）では、多くの公卿が定申の中で各年号の難陳を行い、師時もその一人となった。⁽²³⁾しかし、一二世紀中葉の久寿改元では定申が簡素になり、「重相議、一同可_二定申_一」との仰せが下ってからの重議に議論は集中したようである。⁽²⁴⁾下位者から推挙字を提示していくのが定申の通例だったのに対し、挙奏後の重議は、序列にとらわれず、各自が順不同に意見を述べることが可能であった。「定_二西三奏_一之」す集約型挙奏がなくなったことで、挙奏前の議論は、その意義を減じさせたに相違なく、議論が挙奏後の重議に集中するようになったのはこれに関係すると思われる。各人の推挙する年号を、推挙者の名とともに列挙して奏上する列挙型挙奏が採用されたことで、公卿たちは、制約の強い定申での議論に拘泥しなくなり、これ以降は、自由に意見を述べ得る重議の場で、自らの「知」を積極的に主張し、戦わせることになる。

二年号勘文の数的検討

列挙型挙奏が登場した天仁改元（一一〇八年）では、大江匡房が異例とも言える六つの年号を勘申した。『尚書』を典拠とする元徳、『左伝』から導き出した安徳、『莊子』から正治、『漢書』より安治、『文選』から天仁、『論衡』から承安というのがその内容だったが、このうち、この時初めて勘出された年号は正治と安治の二つに過ぎず、他の四つは以前の年号で勘申されたことのある年号だった。元徳は、延久改元（一一〇九年）に藤原実綱が『周易』から勘申したのが初出で、匡房が「依_二母喪_一」って勘文を進めなかった承徳改元（一一〇七年）には、「別蒙_二宣旨_一」った藤原行家が出典を『尚書』に変えて提出していた。安徳は、藤原正家が、承暦改元（一一〇七年）と承徳改元の二度、『左伝』を典拠に勘申しており、採用された天仁は、長治改元（一一〇四年）に匡房自身が案出し、今時が二度目の勘申だった。承安は、天喜改元（一一〇三年）に実綱が『尚書』から勘申し、寛治改元（一一〇七年）に匡房が出典を『論衡』に変更したものだが、以後も『尚書』と『論衡』の双方を用いてしばしば勘申された。天仁改元の直前の嘉承改元時（一一〇六年）にも、菅原在良が『論衡』から承安を勘申していた点は前に触れた。

このように匡房が勘申した年号は、自身や別の人物が以前に勘申したことのある年号が多くを占めたが、こうした傾向は今回に限ったことではなく、また、匡房に特有のことでもない。表1は、『元秘別録』から知られる一一・一二世紀の勘申年号について、新規の勘申年号か

表 1 勘申年号の推移

	新規勘申 年号	既出勘申年号					
		同一人物の勘申年号			別人物の勘申年号		
11 世紀 第 I 四半期	11 (73%)	1 (7%)	同出典	0 (0%)	2 (13%)	同出典	0 (0%)
			別出典	0 (0%)		別出典	0 (0%)
			不明	1 (100%)		不明	2 (100%)
11 世紀 第 II 四半期	29 (83%)	4 (11%)	同出典	2 (50%)	2 (6%)	同出典	2 (100%)
			別出典	1 (25%)		別出典	0 (0%)
			不明	1 (25%)		不明	0 (0%)
11 世紀 第 III 四半期	15 (44%)	9 (26%)	同出典	7 (78%)	10 (29%)	同出典	5 (50%)
			別出典	2 (22%)		別出典	5 (50%)
			不明	0 (0%)		不明	0 (0%)
11 世紀 第 IV 四半期	17 (29%)	15 (25%)	同出典	15 (100%)	27 (46%)	同出典	15 (56%)
			別出典	0 (0%)		別出典	11 (41%)
			不明	0 (0%)		不明	1 (4%)
12 世紀 第 I 四半期	20 (43%)	15 (32%)	同出典	8 (53%)	12 (26%)	同出典	11 (92%)
			別出典	0 (0%)		別出典	0 (0%)
			不明	7 (47%)		不明	1 (8%)
12 世紀 第 II 四半期	33 (49%)	11 (16%)	同出典	10 (91%)	23 (34%)	同出典	16 (70%)
			別出典	1 (9%)		別出典	7 (30%)
			不明	0 (0%)		不明	0 (0%)
12 世紀 第 III 四半期	32 (33%)	28 (29%)	同出典	28 (100%)	38 (39%)	同出典	28 (74%)
			別出典	0 (0%)		別出典	10 (26%)
			不明	0 (0%)		不明	0 (0%)
12 世紀 第 IV 四半期	18 (29%)	18 (29%)	同出典	18 (100%)	26 (42%)	同出典	24 (92%)
			別出典	0 (0%)		別出典	2 (8%)
			不明	0 (0%)		不明	0 (0%)

既出の年号かに考慮しながら、数的に整理したものである。⁽²⁶⁾

一二世紀第 II 四半期には、新規勘申年号の比率が若干高い値を示すが、これは『元秘別録』の第一冊の末尾に相当する天永(一一一〇年)・永久(一一一三年)・元永(一一一八年)・保安(一一二〇年)の四度の改元に関しては、引文を明記しない形で在良の勘文だけが記されるといった『元秘別録』の不備に影響を受けた可能性⁽²⁶⁾がある。『元秘別録』が継続的に年号勘文を記すのは長元改元(一〇二八年)からだ⁽²⁶⁾が、それ以降、新規に勘申される年号は、勘申年号総数の三割から四割に過ぎなかったと捉えることが可能である。

一一・一二世紀で五回以上の年号勘申に携わった人物の勘申傾向をまとめた表 2 からは、二、三の年号字を提出することが通例の一度の勘申において^(a)、自身が以前に勘申した年号を、一つ程度は含んでいたことが判明する^(b)。保元三年(一一五八)に文章博士に任じられてから元暦二年(一一八五)に出家するまで、治承改元(一一七七年)を除く一二回の改元で年号勘申を行った藤原俊経を例に採ると、大喜・弘保・大応の各字を五度にわたって勘申し、永万・寿永の両字は三回目の勘申で採用された。勘申が一回きりだった字は一二の勘申年号のうち七つに止まり、うち平治・安元の二字は初回の勘申で採用された。この二字も、初回で採用されなかったら、勘申され続けた可能性は否定できない。表 2 の中で、同一年号を複数回にわたって勘申することの少ない匡房、

表2 勘申回数上位者の勘申傾向

勘申者	勘申年 (西暦)	勘申 回数	勘申年号数			勘申年号数 (延数)／回	複数回勘申 年号数／回	複数回勘申 年号の割合	採用年 号数
			延数	実数	複数回勘 申年号				
大江挙周	1028-1046	5	12	11	2	2.4	0.4	16.7%	2 (2)
藤原実綱	1053-1077	5	12	8	8	2.4	1.6	66.7%	3 (1)
藤原正家	1065-1104	6	17	10	13	2.8	2.2	76.5%	3 (2)
藤原実政	1069-1084	5	10	5	8	2.0	1.6	80.0%	0 (0)
大江匡房	1087-1108	6	16	13	5	2.7	0.8	31.3%	3 (3)
藤原成季	1087-1099	5	13	12	12	2.6	2.4	92.3%	0 (0)
菅原在良	1099-1120	8	24	11	20	3.0	2.5	83.3%	5 (2)
藤原敦光	1108-1144	8	23	17	11	2.9	1.4	47.8%	4 (3)
藤原永範	1141-1177	16	46	34	18	2.9	1.1	39.1%	6 (6)
藤原長光	1154-1165	7	18	12	8	2.6	1.1	44.4%	0 (0)
藤原俊経	1159-1184	12	28	12	21	2.3	1.8	75.0%	4 (2)
藤原資長	1161-1177	5	11	10	2	2.2	0.4	18.2%	3 (3)
藤原光範	1175-1207	10	32	20	19	3.2	1.9	59.4%	2 (2)

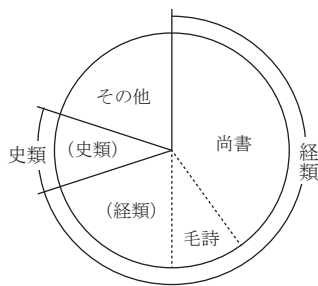
※採用年号数の（ ）の数字は、1度目の勘申で採用された年号数（内数）を示す

藤原永範、藤原資長は、一度目の勘申で採用された事例の多い方で、逆に採用された年号字が存在しない藤原実政や藤原成季などは、同一年号の勘申を複数回行っている〈c〉・〈d〉。採用年号がないにもかかわらず、同じ字を勘申することのない藤原長光など、新規に年号を案出するか否かに個人差があったことも確かだが、採用されなかった年号を何度も繰り返し勘申するというのが、一般的なあり方だったと理解しやすい。⁽²⁷⁾

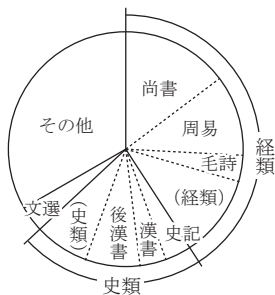
俊経が五度も勘申した大喜は『白虎通』を典拠に自身が考案した年号だが、『史記』から勘申した大応は、長元改元の際に、大江挙周が同じく『史記』から勘出した年号で、弘保も、天養改元（一一四四年）以降、俊経までに三度取り上げられた『晋書』に基づく年号である。既出の勘申年号を別人物が改めて提出する場合、一一世紀代では、出典を変更する例を散見するが、一二世紀に入ると、同じ出典のまま提出することが多くなった（表1）。治承字は、『龍魚河図』を典拠に永暦改元時（一一六〇年）に俊経が初めて勘出したものだが、俊経が永万・弘保・大喜を勘申した長寛改元（一一六三年）には、『龍魚河図』と同一と思しい『河図』から長光が治承字を勘申し、俊経が出仕しなかった治承改元時に、『河図』を出典とする永範の勘申で採用された。⁽²⁸⁾ 儒者たちは年号字に関する「知」を共有し、融通し合っていたと言え、また、自らが考案した年号字を独占する意識も希薄だった。こうした一二世紀のあり方の前提には、以前の勘文が整理・継承されていた事実を予想し得る。このことは、長和改元（一一〇二年）の際、藤原道長の度々の仰せにもかかわらず、前回の寛弘改元時（一一〇四年）に提

出された寛仁字の勘文を文章博士が「引出」し得なかった一一世紀前葉の状況とは大きな差がある。⁽²⁹⁾

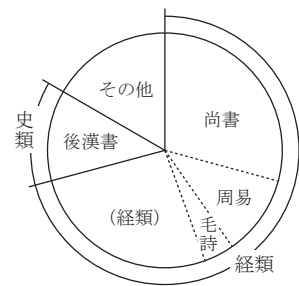
年号の出典にも詳細な考究を及ぼした所功は、「採用年号の出典は、史書類と経書類が大多数を占めており、未採用案を加えると、経書類の『尚書』（書経）と『周易』（易経）がとくに多く、史書類の『後漢書』と『漢書』および集類の『文選』が次に多い」と結論した。⁽³⁰⁾ このうち『文選』に着目すると、「博士所進字不快。有勅以『文選』白雉詩文被改」⁽³¹⁾ た延長改元（九二三年）を除けば、匡房勘申の天仁が『文選』を出典とする採用年号の初例である。長久改元時（一〇四〇年）、橘孝親が、すでに『文選』から元功を勘出していたが、にもかかわらず『元秘抄』二、年号引文は、『文選』を「始出」した人物を「匡房」と記す。前後の時期には『文選』が勘文の主要な出典となっており（図1）、『文選』の利用は匡房の



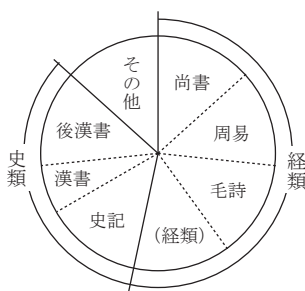
11 世紀第 I 四半期 (10 点・6 種)



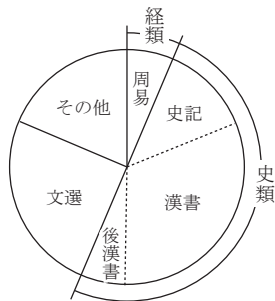
11 世紀第 II 四半期 (27 点・20 種)



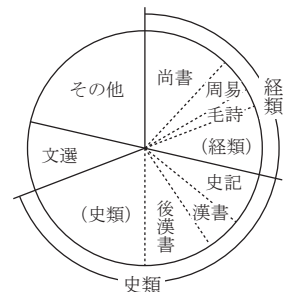
11 世紀第 III 四半期 (24 点・13 種)



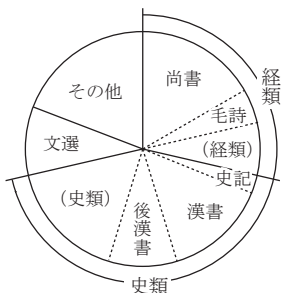
11 世紀第 IV 四半期 (30 点・13 種)



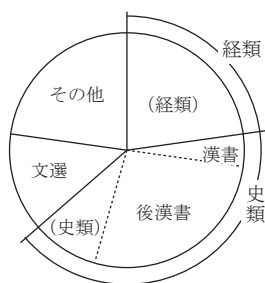
12 世紀第 I 四半期 (16 点・7 種)



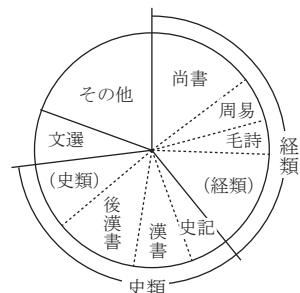
12 世紀第 II 四半期 (42 点・24 種)



12 世紀第 III 四半期 (42 点・24 種)



12 世紀第 IV 四半期 (22 点・14 種)



11・12 世紀全体 (213 点・69 種)

図1 新規勘申年号及び既出勘申年号（別出典）の出典

※尚書・周易・毛詩は、それぞれ正義を含む。

勘申から一般化したと捉えてよい。⁽³³⁾『後漢書』『漢書』など史類の利用に關しても、出典の変遷を示した図1からは、一一世紀には『尚書』『周易』を中心とする経類に圧倒されていたものから、一二世紀には経類の利用を凌駕したことを窺える。前述した如く『元秘別録』には天永から保安の勘文に不備が存在し、『文選』や史類の利用から見ると、年号勘文のあり方は、一一世紀と一二世紀の交に変化していた可能性が強い。大江維時がかつて勘出した嘉保字を、匡房が自身の名で勘申したという「はじめに」で触れた事例や、別人物が既出年号を同一出典で勘申するようになるという前述の事柄なども、変化の時期がおおよそ一致している。

長元改元で挙周が勘出した大応は、「輔_レ徳、天下大応。清_レ意以昭_二待上帝命_一、天其重_レ命用_レ休」との引文で、『史記』卷二、夏本紀に依拠していた。この引文は禹が舜に述べた言の一節で、『尚書』皋陶謨に同話があるが、字の基となった「天下大応」との章句は『尚書』には存在しない。経書では不明確な吉祥句を『史記』から導き出す意図がここに窺える。⁽³⁴⁾寛治改元時（一〇八七年）に成季が提出した康寧字では、『史記』卷三八、宋微子世家と『漢書』卷八、宣帝紀、地節二年三月庚午条とを合わせて引文が作られたが、うち『史記』の章句はいわゆる洪範九疇の一節で、『尚書』洪範からの引用でも問題ない。引文には「鄭玄曰、康寧民安平也」といった鄭玄の注文が含まれており、康寧の意味を明示する意図で、鄭玄注を引く『史記』から引用したのかとも思われる。天曆改元時（九四七年）の大江朝綱は、『漢書』卷四、文帝紀、元年正月条を用いた「古者殷周_{（周文）}治安皆且千歳。〈師古曰、治

安、音_{（音カ）}治理而且安寧也。有_二天下者莫_レ長焉。〈師古曰、其_{（音カ）}上古以来国祚而長久、無_{（中）}及殷周_{（音カ）}者也。〉」との引文で、治安字を勘申している。これは、啓（後の景帝）の立太子を文帝に請う有司の言の一節で、殷・周のあり方を踏襲するよう求めたものである。史類の利用は、本来、経類を補う性格を有していたと見るのが穏当で、史書の中で本紀の使用が一定数存在するのも、このことと連関するのだろう。

しかし、史類の利用増加は、本紀だけでなく列伝の積極的な利用を誘発した可能性が高く（表3）、列伝の性格を思うと、帝王の徳という経類的な理念と無関係なものが含まれただろうことも推測に難くはない。こうした傾向は、『史記』『漢書』よりも『後漢書』の利用に強く見受けられる。例えば、天治改元（一二四年）の藤原敦光による慶延字の引文は、『後漢書』卷四六、郭躬伝を出典とする「慶延_二于代_一。蓋由_レ此也」というものだが、引文の趣意は、刑罰に寛容公正だった郭躬の如き人物がいた結果、「法家之能慶延_二于世_一。蓋由_レ此也」とする

表3 史記・漢書・後漢書の
引文利用

		10・11世紀	12世紀
史記	本紀	3	5
	世家	1	1
	列伝	1	0
	小計	5	6
漢書	本紀	3	2
	志	0	1
	列伝	1	11
	小計	4	14
後漢書	本紀	1	3
	列伝	7	12
	不明	1	0
	小計	9	15
合計		18	35

もので、「慶」は法家の「慶」と解し得る。治承改元に永範が勘出した養和は、「幸得^(性力)保^(性力)性命^(性力)、存^(性力)神養^(性力)和」との引文によるが、これは、隱遁生活を送る台修が、「居^(性力)身如^(性力)是甚苦。如何」と問う刺史へ返答した内容の一部で、「養和」している人物は台修である(巻八三、逸民伝(台修伝))。仁平改元(一一五一年)における永範の勘文、「政貴^(性力)仁平^(性力)」(「仁平の勘出」)などは、姑臧県の長である孔奮が「既立^(性力)節、治貴^(性力)仁平^(性力)」だったと評す巻三一、孔奮伝からの引用である。

森本角藏は、「年號勘文の語句は形式の上からいっても、調子のよいものであり、内容の上からもめでたい明るい気分が多い」と述べ、「内容の上から分類して見ると、為政者の理想抱負・鑑戒・欣求といふやうなことになるかと思ふ」と指摘した⁽³⁵⁾。所も、「おもに治世の理想を表明する年号文字を探すには、古代中国の經書と史書が子類や緯類よりもふさわしい章句を随所に含んでいるからであろう」と考察する⁽³⁶⁾。全体的・通時代的な説明としては森本や所の理解に誤りはなく、右に触れた『後漢書』の事例は例外的に扱うのが無難だが、それでも留意すべきは、帝王の徳の範疇では捉えられないような、年号からは適切ではない文意の引文が存在した点である。仁平・養和など採用年号も同様である。「為政者の理想抱負・鑑戒・欣求」や「治世の理想」とは懸け離れた勘文があったことに疑いはなく、史類の使用が顕著となり、列伝が積極的に利用されるようになった一一世紀と一二世紀の交を境に、その傾向は強くなっていたことだろう。

三 難陳の類型にみる議論の深化

挙奏前の定申や評議、仰せの後の重議で公卿が示した論難・陳弁は、史料上、「難陳」と称されている⁽³⁷⁾。大治改元時(一一二六年)に発語を担った藤原為隆は、「敦光朝臣勘申天寿・大治、文字・本文并無指難」と定め申したが、ここから察せられるように難陳は、「文字」(Ⅰ)と「本文」(Ⅱ)の二つの側面を複合する形で行われた。後者の本文に關しては、引文の趣意が年号として適切か否か(Ⅱ―ⅰ)や、疊字(Ⅱ隣接する字)か生合(Ⅱ隣接しない字の組み合わせ)かといった引文内での年号字の位置(Ⅱ―ⅱ)が審議の対象となった。主要な論点となるのは趣意の方で、後者の文字の位置に關しては容易かつ客観的に判断し得る一方、「年号本意可^(性力)撰^(性力)疊字^(性力)本文^(性力)歟。而件康和、以^(性力)康樂与^(性力)和氣^(性力)而生合。若有^(性力)同^(性力)品^(性力)年号^(性力)者、可^(性力)被^(性力)用^(性力)疊字^(性力)歟」との寛徳改元(一一〇四年)の源師房の意見を参照すれば、副次的な判断基準として扱われることが多かったようである⁽³⁸⁾。

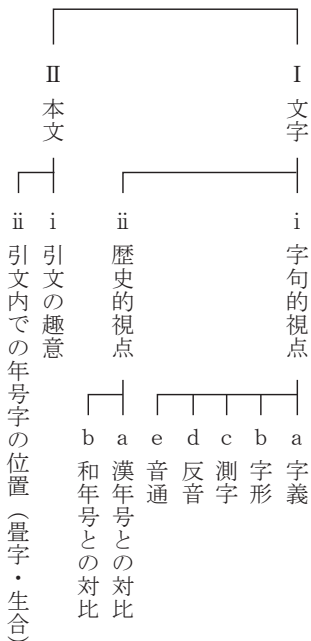


図2 難陳の類型

引文の趣意(Ⅱ―ⅰ)に関する例としては、大治改元で為隆が述べた「於_レ長承者、勘申本文、秦始皇廿九年、至陽武博浪沙中、為_レ盜所_レ驚。求弗_レ得。登更_レ刻。不祥文也。雖_レ本文事發不吉也。不_レ可被_レ用歟」との意見を挙げ得る。この時の引文は、天治改元(一二四年)のものを参照すると、「史記曰、長承聖治、群臣嘉德」といったものに過ぎなかったと思われる、年号定で読み上げられた引文からだけでは右の如き意見を述べることは到底できない。引文の趣意に言及するには、事前の周到な準備や、漢籍に精通している必要があったが、その一方、こうした種類の難陳が数多く存在するのも事実で、ここに公卿たちの漢籍に対する「知」の一端を窺える。

永長字は、天喜改元時(一〇五三年)に平定親が『後漢書』卷一下、光武帝紀、建武一五年三月条から勘申したのが初めだが、「稟_レ国永長、為_レ後代法」との引文に対しては、応徳改元(一〇八四年)の際に「案_レ後漢書本文、諸侯王事也。非_レ王者事」と述べた大江匡房の論難が存在する。⁽⁴⁰⁾ 文脈から見て匡房の難は的確なものだが、興味深いのは、一二年後の永長改元(一〇九六年)で匡房自らが永長字を勘申し、採用に至った点である。⁽⁴¹⁾ この時、匡房は、「永長如何。若他所有不快之文_平、承徳如何」との撰政藤原師通の意見に対して、「永長他所有不快文之条不見給及。若有不快之文者、争可_レ勘申_平乎。抑後漢書文之次、有_レ為_レ後代法之文_上」と弁じており、漢籍の「知」に基づく難陳であっても、重視の度合いについては、時に応じて濃淡があった様子を看取できる。

引文の趣意(Ⅱ―ⅰ)への難が決定的な判断基準となり得なかった

のは、難陳が本文(Ⅱ)とともに文字(Ⅰ)をも重んじたからで、文意が適切ではない引文が存在し得たのもこのことに起因する。文字に対する難陳は、字句的視点(Ⅰ―ⅰ)からなされた言説と歴史的視点(Ⅰ―ⅱ)からのそれとに大別し得る。前者としては、「和万、人々不定申。有_レ巨難歟。和者、軍門之名也。万者、軍中舞名也。上下両字皆為_レ武事。尤可_レ禁」とあるような、字義(a)の禁忌の有無が本質的かつ中核的な議論だったと思われる、長和改元時(一〇一二年)に「此中長和頗宜、和字不快」とされたように、これは、陣定としての年号定が定着する一一世紀前葉にまで遡る。⁽⁴²⁾ 「天寿謂_レ元年尤吉也。謂_レ二年・三年頗有_レ憚。如何」という論難も、広い意味での字義の難と捉えられる。⁽⁴³⁾ 他に、「承字從_レ水。不_レ宜」に見えるような偏や旁などの字形(b)、「盛字從_レ戈血歟。頗不快」の如く漢字を分解して判断する測字(c)、「正治ハ反音詞也。頗有_レ忌諱音也」のような一字目を声母、二字目を韻母とした反音(d)、「天仁ハ音又通_レ天人也。年号ハ、或漢音或倭音其所_レ被_レ読也。天人頗不_レ得心」の如き音通(e)も、字句的視点からの難陳の範疇として解し得るものであり、字義を中核にして字形や音調などが問題とされた。⁽⁴⁴⁾

他方、過去に使用されたことのある年号字と比較し、過去の政治・社会状況に考慮しながら検討することも多かった。本稿ではこれを、歴史的視点(Ⅰ―ⅱ)からの難陳と把握してみたい。例えば、長和改元時に勘申された太初は、前漢・前秦・西秦・南涼で用いられたことのある年号だったが、「件年号前秦九年。即為_レ姚興所_レ滅。西秦廿一年。年歴雖_レ久、偽主代無_レ殊事、非_レ可_レ庶幾」。南涼三年。歴甚少」のよ

うに、その年号を用いた王朝の衰微、君主の正統性の有無、年号の継続年数の長短などが留意された。⁽⁴⁵⁾ 前漢の太初年号に關しても、「武帝之時非_レ乱代」、其例可_レ因_レ准_レ。然而彼年柏梁台災。庶_レ幾彼年之例、亦甚無為」と、その年代における忌避すべき事象の存在が難ぜられている。

右の例は「漢年号」との比較であつたが(a)、「和年号」との対比も積極的に行われた(b)。大治改元時の為隆の發言をまた例に採ると、淳徳字に対する「徳字近來不被_レ用。寛徳(後朱雀崩給)・応徳(堀河院中宮崩)・承徳(新院母女御薨)」といった崩御・薨去に關わる難や、平和字・政和字に対して述べた「和字多不吉也。和同・仁和・安和・寛和・長和、皆代末年号也」といった代末年号への言及を見出せる。和年号との対比は、漢年号との対比より後出するが、当代に直結するからか、公卿たちの共通理解を得易かつたようで、引文の趣意(Ⅱ—i)や字句的視点からの検討(Ⅱ—ii)、漢年号との対比(Ⅱ—ii a)などよりも、影響力が大きかつた様子を垣間見ることが出来る。この時、提示された「天寿尤可_レ被_レ用歟。故何者。当院代始、以_二天仁・天永_一為_二年号_一。随持_二天下_一間、天下安穩、胤子繁昌給。自諸_二彼例_一也」といった源師時の言説なども、天仁↓天永という鳥羽天皇代始の様相を嘉例と捉え、崇徳天皇における天治↓天寿への改元に敷衍させようとしており、和年号に基づく歴史的視点からの議論だつたと把握できる。

ところで、難陳の事例を列挙する『元秘抄』四、和漢年号字難(我朝)を検ずると、嘉保改元時(一〇九四年)の匡房の言説が多いこと

に気付く。「似_二恒徳公之諡号_一」や「天字在下之年号、不_レ聞_二本朝_一」といった弘徳字・承天字に關する「匡房卿内々難云」、天成字についての「故実範進_レ之。唐年号也。曆道之者、常為_二口実_一。故源大納言難也」という「匡房卿云」、弘徳字と承徳字に關わる「天徳・長徳・寛徳、並代終年号也」といった「匡房云」がそれであり、提示した難に日本の先例との対比が多い点も注意される。この嘉保改元では、匡房が嘉保と承安、藤原成季が弘徳と承天、藤原敦基が承徳と天成を勘申したのであるから、匡房は自身の勘申字以外の全てに難を述べたことになる。

それ以前の難陳として載せられるのは、応和改元(九六一年)の際の天徳字の難、長久改元時(一〇四〇年)における天寿字の難、寛徳改元の盛徳字に対する難、治暦改元(一〇六五年)での師房の言説、の四つに過ぎない。このうち、「今年当_二革命_一。宜_二改元_一。加之天徳火神之名也。尤可_レ有_二其忌_一」と記される天徳の難は、天徳から応和への改元詔の一部で、勘申字に対して述べられたものではない。治暦改元に關しては、「延久宜様聞食。人々如何」との仰せに対し、師房が「承_二因_一炎旱_一改元之由」。然者治暦何事候哉。治字有_二三水之難_一⁽⁴⁶⁾之故也」と述べて治暦を推したもので、「黙止者不忠也」と自認した師房の言だつたことから、難陳と言うより諫言・忠言に近い。『元秘抄』は例示に過ぎず、以前の難陳がこの四つに限られるわけではないが、それを考慮しても、匡房が全ての勘申字に論難を展開した点や、代末年号への言及など難陳の内容が多彩である点は注目に値する。嘉保改元には、「左府難云、徳字不_レ宜。天徳始有_二火事_一。長徳疫癘流行。寛徳・

応徳並代末也。院仰云、徳字不快之由、所「思食也」や「左大臣難云、承字從_レ水。不_レ宜」という源俊房や白河院の言説も残存し、嘉保改元が年号難陳の基準と認識された可能性は高い。

寛治二年（一〇八八）八月に参議に昇った匡房にとって、嘉保改元が年号定への初めての参仕だった。⁽⁴⁶⁾この時に述べた多彩な難陳が、後代に伝えられて参照されたことになるが、弘徳字及び承天字に関する難陳が「内々難」だった点も見過_レごせない。『元秘抄』四、両字中有他字之年号事所引の「季仲記」によると、「承徳可_レ被_レ用敷。但承徳本文、承以_レ徳。承字中有_レ他字。有_レ先例_レ之様思給、敦季存_レ此由_レ扨申敷」と生合の難を述べた藤原季仲に対し、匡房は「天曆、天之曆数。論語文如_レ此」と発言したようで、「天徳・長徳・寛徳、並代終年号也」との「匡房云」は、年号定での難陳ではない。一四年前の応徳改元では、「実政卿嘉徳・敦宗治和等可_レ宜」との集約型挙奏がなされたが、この時、匡房は「依_レ仰候_レ御前」して、「後漢書、帝崩_二于嘉徳前殿_一。此文有_レ禁。治和并有綱_レ応徳等如何」と発言し、これが公卿に伝えられて「応徳可_レ被_レ用之」との重奏がなされた。⁽⁴⁷⁾匡房は、年号定に参仕する以前から、白河天皇の仰せに應じて挙奏の可否を論じていたのであり、今回の「内々難」や「匡房云」もそうした私的な和議と見るのがよい。他方、『元秘抄』が「内々難」を複数引載した点も軽視できず、公卿となり、年号定に出仕することで、匡房の「内々難」が影響力を増したことが予想される。康和改元（一〇九九年）の際、大宰府へ下向していた匡房は、大宰府から難を注申したようで、大治改元時の「和字条、康和時匡房卿自_二鎮西_一件字多為_二代末年号_一由注申。仍俄被_レ改了」と

の白河院の仰せが残されている。⁽⁴⁸⁾これなども、匡房の「内々難」が影響力を持ったことを示す好例と言える。

寛治・嘉保・永長・長治・嘉承・天仁・天永の計七回の改元で年号勘文を提出した匡房は、嘉保改元以降、公卿として勘申年号を審議する立場を併せ持つことになった。勘申者がそのまま審議者となるあり方は、前例を永保改元時（一〇八一年）の参議藤原実政に求めることが可能だが、参議就任前から文章博士として勘文を提出してきた実政に対し、勘申者となる以前の匡房は、天皇のそばで審議に関与した人物で、両者のあり方は根本的に異なっている。言わば、内々の審議に携わってきた者に、審議対象となる勘申をも委託したというのが匡房の立場で、勘申を委ねられた匡房が、自身の勘申字の優位性を主張すべく、自身の勘申字以外の全てに対して様々な角度から難陳することとなる。天仁改元（一一〇八年）における六年号の勘申も、匡房のこうした立場と通底していいよう。白河天皇に伺候し「内々難」を述べてきた匡房が年号勘申をも行い、さらには公卿として年号定に出仕するようになると、それを機に、年号選定の様相は大きく変化していくのである。

匡房は、大宰権帥の任を解かれた後の長治改元時（一一〇四年）に、「前例匡房卿進_二年号勘文_一。今度不_レ候如何」との俊房の進言で勘申者に加えられた。⁽⁴⁹⁾『元秘別録』からは、文章博士二人と式部大輔の三人が勘申者となることが、一一世紀代の通例だったことが読み取れ、これは「仰_二式部大輔・文章博士等_一、令_レ勘_二申年号字_一」との『江家次第』の記載とも符合するが、ここにおいて長元改元（一一〇二年）以

来となる四人の勘申者が現出する。この時期の匡房の影響力には看過し難いものが存在し、⁽³⁰⁾年号選定における難陳は、匡房の影響力を背景として、一一世紀と一二世紀の交に多彩なものとなる。その延長に列挙型挙奏が成立するのであり、史類の利用が経類を凌駕し、『文選』の利用も一般化するといった勘申方法の変化も、年号定での論点の多様化と連関するのだろう。

おわりに

本稿では、所功の研究の驥尾に付す形で、平安時代中後期における年号選定の様相を、その変遷に重きを置いて概観した。所は、「編纂された儀式書」である『江家次第』と、寛治改元（一一〇七年）の「具体的実例」とを照合させることで、「平安時代の改元方法」を析出したが、それは一一世紀代の姿とするのが穏当で、天皇に伺候して審議に参与してきた大江匡房が、年号定に出仕するようになった嘉保改元（一一〇四年）以降、年号選定のあり方は大きく変化したと見るのがよい。匡房は、自身の勘申字以外の全てに論難を展開したが、これを機に年号選定における難陳は多彩なものとなり、結果、公卿の推挙を集約せず、推挙者の名と推挙年号とを列挙して天皇へ上奏するといった列挙型挙奏が、天仁改元（一一〇八年）の際に登場した。また、挙奏の変更は、制約の強い定申の意義を減じさせて、議論の主体は自由に意見を述べ得る挙奏後の重議へ移り、議論は深化していったと思われる。所が述べた通り、天皇による勅定や儒者の勘申は変わることはな

かったが、公卿の審議が年号選定の不可欠な要素と捉えるならば、一一世紀と一二世紀の交に、年号選定は新たな段階に入ったと評価すべきである。

『元秘抄』が載せる天長改元（八二四年）の年号勘文からは、文章博士など文人官僚が「定」めた案を天皇が裁許するというのが、九世紀代の年号選定だったと推測し得る。その後、複数の儒者が複数の案を提出するといった形に勘申方法が変化し、一〇世紀中葉には天皇が個別に公卿に諮問することが始まって、一一世紀前葉に、公卿全員が勘文の審議に参与する年号定が定着した。⁽³¹⁾本稿が述べた一一・一二世紀の交の変容は、その延長線上に位置付け得るものだが、天皇の至近でなされてきた儒者による「内々難」が公的な年号定でも展開され、公卿たちが自らの「知」を戦わせるようになると、公卿や文人官僚の存在形態、延いては彼らが有すべき「知」も変質していったに違いない。政務への意見を天皇へ提示するのが文人官僚の本来的な役割で、年号定に代表される陣定は、その採否を審議する役割を担うものであった。本来、文人官僚と公卿の「知」は、異なる側面から天皇の決裁権を支えていたわけだが、一一・一二世紀の交に両者の「知」は接近していき、公卿は文人官僚の「知」を兼備することが求められるようになったと推測する。

ところで、仁治改元（一二四〇年）の年号定の直前、鬼間で摂政近衛兼経からの諮問を受けた平経高は、「大略内儀決定」していた菅原為長勘申の元康字について、「明時」である「漢宣帝之時号」だけでなく、西晋の恵帝の時にも存在した年号であると喝破し、「彼恵帝極以不吉

也」や「凡西晋不_レ久。旁可_レ謂_二不吉也_一」と述べて元康字の採用に再考を促した。⁽³²⁾ 注目したいのは、諮問の最中に経高が述べた「於_二仗座_一此儀不_二出来_一、只就_二宣帝之佳例_一、無音被_レ用者、彼不快之代、若一定候者、定招_二世之誹謗_一候歟」との言である。森本角藏が述べた如く、年号定で公卿が行った難陳の内容は「今日から見れば殆どとるに足らぬ」ものであった。⁽³³⁾ 「西晋之祚、彼惠帝已後纔二代。西晋祚尽之比也」との経高の主張も、元康以降、一〇弱の年号が西晋に存在した事実を想起すると、牽強付会の感が拭えない。重視したいのは、「招_二世之誹謗_一」かないことを思い、「とるに足らぬ」事柄も含め、あらゆる角度から議論を行う公卿たちの姿である。年号選定の議論が多彩になるのは、公卿の自負を背景にしたと見るのがよく、責務を担っているというその自負こそが、文人官僚の「知」をも兼ね持つような存在形態の前提にあったと憶測する。

注

- (1) 所功「年号の選定方法」(『年号の歴史―元号制度の史的研究―(増補版)』雄山閣出版、一九八九年、初出一九八七年)。引用箇所は二〇二―一〇三頁。
- (2) 森本角藏『日本年號大観』(目黒書店、一九三三年)。
- (3) 森本角藏『日本年號大観』(注(2)前掲、序、一頁及び二頁)。
- (4) 所功の論考を「総論」として再録する所功編『日本年号史大事典』(雄山閣、二〇一四年)は、各年号を解説する「各論」において「改元の経緯及び特記事項」の項を設け、小倉慈司『事典 日本の年号』(吉川弘文館、二〇一九年)は、「それぞれの年号が制定された過程を簡潔に記

し紹介すること」を編纂の目的に据えている(四頁)。近年の事典におけるこうした傾向は、年号研究の嚆矢と言える森鷗外「元號考」(『鷗外全集』二〇、岩波書店、一九七三年、未完稿)が、①天皇、②改元年月日、③改元理由、④勘申者、⑤改元詔の作者、⑥年号の典拠、⑦不採用となった年号の勘申者と典拠、を整理し、掲出したものだった点と比べると鮮明となる。なお、近年、刊行された水上雅晴編『年号と東アジア―改元の思想と文化―』(八木書店、二〇一九年)は、年号の問題を東アジアの歴史・思想など多方面にわたって考究しており、年号研究の可能性を知る上で示唆に富む貴重な成果である。

- (5) 拙稿「陣定の成立に見る公卿議定の変容」(『ヒストリア』二七八、二〇二〇年)。なお、所功「年号の選定方法」(注(1)前掲)は、『西宮記』が記す「奏聞勘定」は段階を経て新年号案を選定すること、『新儀式』の「奏聞勘定」は上奏に基づいて天皇が新年号を採択すること、と区別するが、文脈からは同じ行為と解するのが自然で、「勘定」は「勘定」の誤写と考えるのがよい。また、「奏聞」を公卿の合議結果の上奏と見ることはできず、勘申された年号字を大臣が「奏聞」したと解すべきである。
- (6) 所功「年号の選定方法」(注(1)前掲、八六頁)。
- (7) 「左経記」寛仁五年(二〇二二)二月二日条(『改元部類』(承平―寛治)二)。
- (8) 「江記」寛治八年(二〇九四)二月一日条(『歴代殘闕日記』一五、右大記)。
- (9) 『百練抄』。
- (10) 「永昌記」保安五年(一二二四)四月三日条。
- (11) 「土記」寛徳三年(一〇四六)四月一日条、「源右丞相記」治暦五年(一〇六九)四月二三日条(いずれも『改元部類』(承平―寛治)二)。
- (12) 「土記」治暦元年(一〇六五)七月一日条(『改元部類』(承平―寛治)二)。
- (13) なお、天治改元時の「兼仰」という表現を重視すれば、天治改元での列挙型挙奏は、通常の集約型挙奏に加えてのものだったと考えられるかもしれない。

- (14) 「土記」寛徳元年(一〇四四)十一月二四日条(『改元部類(承平—寛治)』)。
- (15) 「都記」治暦五年(一〇六九)四月一三日条、延久六年(一〇七四)八月二三日条、承保四年(一〇七七)十一月一七日条(『改元部類(承平—寛治)』)。
- (16) 『久寿改元定記』(『朝隆卿記』仁平四年(一一五四)一〇月二八日条)、『山槐記』安元元年(一一七五)七月二八日条。
- (17) 『殿曆』天仁元年(一一〇八)八月三日条、『中右記』同日条。
- (18) 『永昌記』長治三年(一一〇六)四月九日条。
- (19) 天祐・延寿は、長治改元(一一〇四年)の際に藤原正家が勘申ししていた年号字で、この時の旧勘文は直前の長治改元時のものと捉え得る。採用された嘉承字についても、長治改元の際に菅原在良が提出した勘文(『旧勘文』に依拠したと解すべきだろう)。
- (20) 所功「年号の選定方法」(注(一)前掲、八九頁)。
- (21) 鳥羽天皇の時代の年号選定に白河院が関与した点については、清水潔「年号の制定方法」(『神道史研究』二五・五・六、一九七七年)に詳しい。
- (22) 「中右記」天永元年(一一一〇)七月一三日条(『改元部類記』(嘉保—天承)、『大日本史料』三一・一〇、九四二頁)、『中右記』保安元年(一一二〇)四月一〇日条。若干留保すべきは、『殿曆』永久元年(一一一三)七月一三日条が「両三定申。仍以頭弁奏院」と記す永久改元だが、『長秋記』同日条によると、公卿の意見は長承・延久・天治の三つに集中したようで、集約型挙奏がなされたと考ええる必要はない。
- (23) 『大治改元定記』(『水日記』)天治三年(一一二六)正月二二日条)。
- (24) 『久寿改元定記』(『朝隆卿記』仁平四年(一一五四)一〇月二八日条)。こうした様相は、保延改元(一一三五年)には見出せる(『長秋記』保延元年四月二七日条)。なお、一三世紀代の年号定では、列挙型挙奏がなされた後、天皇からの重議の仰せに依らないで、挙奏に引き続いて、
- (25) そのまま子細な難陳議論に移行したようである。
- (26) 『元秘別録』は、国立公文書館所蔵の六冊本(一四六一—一二五)を使用した。
- (27) 『元秘別録』に基づき作成した表1では、天承改元時(一一三一年)の天承字を新規勘申年号に入れたが、天承字は、『元秘別録』に不備がある元永改元時(一一一八年)に勘出されていたことが、『中右記』元永元年四月三日条から判明する。
- (28) 井上順理は、不採用の年号が繰り返して勘申される理由を、「本来どこからしても無難な好字として選進された年号字は、それだけに一時期や一時代の特殊性を超えた普遍性共通性をもちえてゐる」た点に求めている。井上順理「年号の出典」(『神道史研究』二五・五・六、一九七七年、一〇二頁)。
- (29) 安井香山・中村璋八編『重修緯書集成』巻六(明徳出版社、一九七八年)は、藤原俊経が利用した『龍魚河図』と、藤原永範が使った『河図』とを異なる河図として分類したが、永範の勘文の「河図曰、治欽明、文徳治、承天精」は、「龍魚河図曰、高皇撰正、総万庭、四海婦詠、治武明。文得道治、承天精、元祚興隆、協聖靈」(『太平御覧』巻八七、漢高祖皇帝)と類似し、俊経の「龍魚河図曰、文徳道治、承天精」との勘文とも重なる。敢えて異なる河図と解する必要はないと考える。
- (30) 『小右記』寛弘九年(一〇二二)二月二五日条(逸文)。
- (31) 所功「年号の選定方法」(注(一)前掲、一〇〇頁)。
- (32) 『西宮記』(尊経閣文庫所蔵大永本)第九、改年号。
- (33) 橘孝親が勘申した元功字は、「元功茂勲、若斯之盛。注云、馮衍集曰、定国家之大業、成天地之元功」といった引文で、『文選』宣德皇后令に基づく。
- (34) なお、久安改元(一一四五年)の際、藤原茂明は「文選曰、歴千歳而弥堅。永安寧以祉福、長与大汉而久存。宝至尊之所御、保延寿而宜子孫。苟可貴其若斯」という「文選」魯靈光殿賦に依拠した引文

で延寿字を勘申した。延寿は、長暦改元（一〇三七年）で大江挙周が勘出した年号だが、挙周の引文は「後漢書曰、保延寿而宜子孫」という「後漢書」を典拠としたもので、承德改元（一〇九七年）と長治改元（一一〇四年）にも、藤原正家が「後漢書」から延寿字を勘申した（引文の詳細は不明）。注目されるのは、挙周と茂明の引文は文章が酷似する一方、挙周の引文に見る章句を、現行の『後漢書』では確認できない点である。『文選』利用の定着を背景に、茂明は『後漢書』から『文選』への修正を行ったものと推測される。

- (34) 天仁改元時（一一〇八年）に藤原敦光が勘申した平治字の引文「帝賜^{（勅）}禹玄珪^{（主カ）}、以告^{（于カ）}功子天^{（于カ）}。々下於^{（于カ）}是太平治」は『史記』卷二、夏本紀からの引用だが、これも『尚書』禹貢に同話があるものの「平治」の字句は存在せず、大応字と同様である。

- (35) 森本角藏『日本年號大観』（注（2）前掲、九五頁）。森本は、「君主の理想抱負」「君主の鑑戒」「君主の欣求」の分布状況から時代の特色を見出そうとしたが、これに関しては、年号勘文の本来の趣旨は好字を選ぶことで、それさえも多くの忌諱の中で貫けなかったこと、いずれの時代にもこの三つは本質的要素として見られること、を指摘した井上順理の批判が存在する。井上順理「年号の出典」（注（27）前掲）。

- (36) 所功「年号の選定方法」（注（1）前掲、一〇〇頁）。
(37) 難陳については、水上雅晴「難陳―年号を決める議論」（『歴博』二〇一八年）や同「難陳―朝廷における改元議論の実態―」（『年号と東アジア』（注（4）前掲）に詳しく、本稿の以下の記述も、水上の成果に学ぶところが多い。

- (38) 『大治改元定記』（『水日記』天治三年（一一二六）正月二二日条）。
(39) 「土記」寛徳元年（一〇四四）十一月二四日条（『改元部類（承平―寛治）』）。

- (40) 「江記」永保四年（一〇八四）二月七日条（『改元部類（応和―建久）』）。
(41) 「江記」嘉保三年（一〇九六）二月一七日条（『改元部類（応和―建久）』）。

久）。永長字の典拠は、平定した巴蜀に皇子を封ずる奏議の一節で、八〇〇の封国が建てられた周では、諸侯が国を享けることが永く、それが後代の法となっていると述べる。

- (42) 『久寿改元定記』（『朝隆卿記』仁平四年（一一五四）一〇月二八日条、「小右記」寛弘九年（一〇二二）二月二五日条（逸文）。

- (43) 『大治改元定記』（『水日記』天治三年（一一二六）正月二二日条）。

- (44) 「元秘抄」四、和漢年号字難（我朝）、「土記」寛徳元年（一〇四四）一月二四日条（『改元部類（承平―寛治）』）、「中右記」天仁元年（一一〇八）八月三日条。

- (45) 「不知記」寛弘九年（一〇二二）二月二五日条（『改元部類（承平―観応）』）。

- (46) 「中右記」嘉保元年（一〇九四）二月一五日条。大江匡房は、応徳三年（一〇八六）十一月に従三位に叙されたが、寛治改元（一〇八七年）の年号定参加者の中には匡房を見えない。「大記」寛治元年四月七日条（『改元部類（承平―寛治）』）。

- (47) 「不知記」永保四年（一〇八四）二月七日条（『改元部類（承平―観応）』）。この「不知記」は「江記」同日条（『改元部類（応和―建久）』）より「江記」と判明する。

- (48) 「雅兼卿記」天治三年（一一二六）正月二二日条（『改元部類（大治―正慶）』）。

- (49) 「元秘抄」三、外記催以前付使進年号勘文例。進年号勘文人数多少例（四人例）も参照。

- (50) この時期の年号選定において、大江匡房とともに源俊房が大きな役割を果たしたことについては、木本好信「大江匡房の年号勘申―匡房と俊房との関係―」（『神道史研究』三一―四、一九八三年）に詳しい。

- (51) 拙稿「陣定の成立に見る公卿議定の変容」（注（5）前掲）。

- (52) 「平戸記」仁治元年（一二四〇）七月一六日条。

- (53) 森本角藏『日本年號大観』（注（2）前掲、一九頁）。